

Business Partner office NEWS



毎月勤労統計調査に係る 雇用保険、労災保険等の追加給付について

- *追加給付の対象となる可能性がある給付
【雇用保険】2004年8月以降受給の給付等
【労災保険】2004年7月以降受給の給付等 など

*追加給付開始の目安時期

【雇用保険】
《受給中の方》

- ①将来分…3月中から（失業認定の際等にご説明）
- ②過去分…11月頃から（10月頃からお知らせを送付） ※基本手当・育児休業給付・介護休業給付等は4～6月（3月中から失業認定の際等にご説明）

《過去に給付を受けていた方》

- 11月頃から（現住所を特定できた方から、10月（育児休業給付については8月）頃からお知らせを送付・ご回答を踏まえて）

【労災保険】※業務・通勤災害とも

《受給中の方》

- ①将来分
 - ・各年金…4・5月分（6月支払）分から（4月にお知らせを送付）
 - ・休業補償…5月（4月分休業請求）から
- ②過去分
 - ・各年金…6～10月から（5～9月頃からお知らせを送付）
 - ・休業補償…7～8月から（6～7月頃からお知らせを送付）

《過去に給付を受けていた方》

- ・各年金…10月頃（現住所を特定できた方から、9月頃からお知らせを送付・ご回答を踏まえて）
- ・休業補償…9～12月頃（現住所を特定できた方から、8～11月頃からお知らせを送付・ご回答を踏まえて）

雇用保険、労災保険等の追加給付に 関する不審な電話や訪問にご注意下さい

このたびの毎月勤労統計調査に係る雇用保険、労災保険等の追加給付について、厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）、全国健康保険協会又は日本年金機構等から直接お電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合はご注意ください。

【問合せ専用ダイヤル】雇用保険：0120-952-807
労災保険：0120-952-824

最近のニュースから

2019年度の年金額0.1%引き上げへ

厚生労働省は、2019年度の公的年金の受取額を0.1%引き上げる。国民年金の場合、満額で月額65,008円（+67円）となる予定。4年ぶりのプラス改定となるが、マクロ経済スライドを4年ぶりに発動するため、実質的な年金水準は目減りすることになる。

技能実習 認定取消し

法務省、厚生労働省は、三菱自動車やパナソニックなどの4社について、技能実習法に基づき技能実習計画の認定を取り消したと発表した。三菱自は実習計画と異なる作業をさせたこと、パナソニックは労働関係法令に違反していたことが問題とされた。4社は今後5年間実習生の受け入れができなくなり、4月から導入される「特定技能」の外国人も受け入れができなくなる可能性が高い。

配偶者の年金 国内居住を要件に

厚生労働省は、厚生年金加入者が扶養する配偶者について、年金を受け取るには日本国内の居住を要件とする案を社会保障審議会の年金部会に示した。今国会で関連法の改正を目指す。